資料 I

表**1:給与所得の速算表** (H29年分より改定)

給与等の収入金額 (税込み)		給与所得の金額		
から	まで	・ 箱子が存の並組		
0円	650,999円	0円		
651,000円	1,618,999円	給与等の収入の合計金額から650,000円を控除した金額		
1,619,000円	1,619,999円	969,000円		
1,620,000円	1,621,999円	970,000円		
1,622,000円	1,623,999円	972,000円		
1,624,000円	1,627,999円	974,000円		
1,628,000円	1,799,999円	給与収入の金額を「4」で 割って千円未満の端数を切り捨てる。 (算出金額:A)	A×4×60%	
1,800,000円	3,599,999円		A×4×70%—180,000円	
3,600,000円	6,599,999円		A×4×80%-540,000円	
6,600,000円	9,999,999円	収入金額×90%-1,200,000円		
10,000,000円以上		収入金額-2,200,000円		

^{※ 1}円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

表2. 所得税の税額表 [求める税額 = A × B - C]

A:課税所	寻金額	B:税率	C:控除額
0 万円以上	195 万円未満	0.05 (5%)	0円
195 万円以上	330 万円未満	0.1 (10%)	97,500 円
330 万円以上	695 万円未満	0.2 (20%)	427,500 円
695 万円以上	900 万円未満	0.23 (23%)	636,000 円
900 万円以上	1,800 万円未満	0.33 (33%)	1,536,000 円
1,800 万円以上	4,000 万円未満	0.4 (40%)	2,796,000 円
4,000 万円以上		0.45 (45%)	4,796,000 円

表3. 配偶者特別控除額

配偶者の合計所	所得金額	所得税	住民税
38万円以	下	0円	0円
38 万円超	40 万円未満	38 万円	33 万円
40 万円以上	45 万円未満	36 万円	33 万円
45 万円以上	50 万円未満	31 万円	31 万円
50 万円以上	55 万円未満	26 万円	26 万円
55 万円以上	60 万円未満	21 万円	21 万円
60 万円以上	65 万円未満	16 万円	16 万円
65 万円以上	70 万円未満	11 万円	11 万円
70 万円以上	75 万円未満	6 万円	6 万円
75 万円以上	76 万円未満	3 万円	3 万円
76 万円以	上	0円	0円

表4. 調整控除 (住民税)

課税所得金額	計算式	
200万円以下	A, Bいずれか少ない方の額の5% A. 人的控除額の差の合計 B. 課税所得金額	
200万円超	【人的控除額の差の合計-(課税所得金額-200万円)】×5% ただし、2500円未満の場合には、2500円。	

表5. 平成29年分の住宅借入金等特別控除 (所得税)

適用特例	居住開始年月日		平成29年分 控除率	控除上限額
	平成26~29年	特定取得(※)	1.0%	40万円
	平成26~29年	特定取得に該当しない	1.0%	20万円
	平成25年		1.0%	20万円
	平成24年		1.0%	30万円
	平成23年		1.0%	40万円
	平成21~ 22年		1.0%	50万円
	平成20年		0.5%	10万円
住宅借入金等 特別控除の特例選択	平成20年		0.6%	12万円
(控除期間15年)	平成19年		0.6%	10万円
	平成26~29年	特定取得	1.0%	50万円
	平成26~29年	特定取得に該当しない	1.0%	30万円
認定長期優良住宅	平成25年		1.0%	30万円
	平成24年		1.0%	40万円
	平成21年6月4日 ~ 23年		1.2%	60万円
	平成26~29年	特定取得	1.0%	50万円
認定低炭素住宅	平成26~29年	特定取得に該当しない	1.0%	30万円
10000000000000000000000000000000000000	平成25年		1.0%	30万円
	平成24年12日4日~31日		1.0%	40万円
高齢者等居住の 特定増改築	平成26~29年	特定取得	250万円まで 2% 250万円超~1000万円 1%	12.5万円
	平成26~29年	特定取得に該当しない	200万円まで 2% 200万円超~1000万円 1%	12万円
	平成23年 ~ 25年		200万円まで 2% 200万円超~1000万円 1%	12万円
	平成26~29年	特定取得	250万円まで 2% 250万円超~1000万円 1%	12.5万円
断熱改修住宅	平成26~29年	特定取得に該当しない	200万円まで 2% 200万円超~1000万円 1%	12万円
	平成24年4月1日 ~ 25年		200万円まで 2% 200万円超~1000万円 1%	12万円
多世帯同居改修住宅	平成28年4月1日 ~29年		250万円まで 2% 250万円超~1000万円 1%	12.5万円
震災特例法の 住宅再建	平成26年4月1日 ~ 27年12月31日		1.2%	60万円
	平成25年		1.2%	36万円
	平成23年 ~ 24年		1.2%	48万円

※「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が、平成26年4月1日以降の消費税率(8%)に基づいた住宅の取得等をいいます。

住民税での住宅ローン控除

(1) 控除対象者

下得税で住宅ローン控除の適用を受け、なお控除しきれない分がある方のうち、 ・平成11年から平成18年までの入居者 ・平成21年から平成25年までの入居者 ・平成26年~平成31年6月30日までの入居者

※平成19年と20年の入居者は、住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。 そのかわり所得税の住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除期間を10年か、または控除率を引き下げて15年に延 長するかどちらかを選択できる特例が設けられています。

控除額 [平成21年以降] (2)

次のどちらか小さいほうの額が住民税(所得割)から控除されます。 A:所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 B:所得税の課税総所得金額等の5%の金額(上限97,500円)

※平成11年から平成18年の入居者は、上記 A のみ適用されます。